

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 松 本 芳 之

昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号）の規定に基づき、
下記のとおり諮問する。

平成23年 9月15日

昭島市長 北 川 穰 一

記

諮問第 44 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

諮問第 45 号

個人情報の外部提供について

諮 問

諮問第 45 号

個人情報の外部提供について

(説明) 昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号。以下「条例」という。）第13条第2項第6号の規定に基づき、次の事項について諮問する。

オレオレ詐欺被害防止に係る警視庁昭島警察署への個人情報の外部提供について

オレオレ詐欺は、電話やはがきなどの文書により相手をだまし、金銭の振込みを要求する犯罪行為です。

10年ほど前から急増したオレオレ詐欺に対し、警察を始めとした関係機関が被害を防止するために各種の対策に取り組んできました。しかし、依然として被害件数は少なくありません。

そこで、警視庁管内の一部の警察署においては、高齢者世帯を個別訪問し、オレオレ詐欺に対する注意喚起を行っています。昭島警察署においても、被害防止対策を強化すべく、同様の注意喚起を行うことと決定し、そのため、市内に居住する高齢者世帯を把握する必要があることから、当該世帯の住民に関する情報の提供を本市に求めてきたところです。

本市では、この求めに応じ当該住民に関する住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されている個人情報を住民記録システムから抽出して提供したいと考えていますが、このことが条例第13条第1項により禁止されている「個人情報の当該実施機関以外のものへの提供」に該当することから、同条第2項第6号の規定に基づき意見を求めるものです。

警視庁昭島警察署に提供する個人情報、提供開始時期及び提供頻度は、以下のとおりです。

(1) 対象者

- ①60歳以上の単身世帯の者
- ②60歳以上の者のみの世帯に属する者

(2) 提供する情報

①住所 ②氏名 ③生年月日 ④世帯区分（単身・複数）

（３） 提供開始時期

平成23年10月

（４） 提供頻度

年 1 回

平成23年10月 3日

昭島市長

北 川 穰 一 殿

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 松 本 芳 之

昭島市個人情報保護条例に基づく諮問について（答申）

平成23年9月15日付け23企法指第48号にて諮問のあった下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第 44 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

諮問第 45 号

個人情報の外部提供について

答 申

諮問第 45 号

個人情報の外部提供について

警視庁昭島警察署（以下「昭島警察署」という。）の求めに応じて、高齢者に関する情報を住民記録システムから抽出して昭島警察署に提供することについては、本来昭島警察署が自ら収集すべき情報とも考えられるが、オレオレ詐欺の被害拡大防止への迅速な対応という観点から有益かつ必要であると認め、了承する。

なお、昭島警察署に対しては、上記理由により特に必要があると認めて提供を了承したものであることを踏まえ、個人情報については、運用から廃棄に至るまで最大限の注意を払い、適正かつ厳格に取り扱うとともに、高齢者世帯への訪問の際には、慎重な対応に努めるよう求めている。